

## 記録事務規程

# ○ 記録事務規程（平成25年3月19日法務省刑総訓第6号）

最終改正 令和5年6月23日法務省刑総訓第4号

（令和5年6月23日施行）

## 目次

### 第1章 総則

第1条 目的

第2条 検察総合情報管理システムによる管理

### 第2章 保管記録及び再審保存記録

#### 第1節 保管及び保存

第3条 保管記録の管理

第4条 他庁への保管記録の送付

第5条 保管期間の延長

第6条 再審の手続のための保存

第7条 再審保存請求

第8条 再審保存期間の延長

第9条 再審請求事件の管理等

第10条 保管記録の廃棄

第11条 特別処分

第12条 再審保存記録の廃棄等

#### 第2節 閲覧手続等

第13条 保管記録の閲覧に関する決定等

第14条 保管記録の閲覧手続

第15条 請求による再審保存記録の閲覧手続

第16条 申出による再審保存記録の閲覧手続

第17条 謄写

### 第3章 刑事参考記録

第18条 刑事参考記録の指定

第19条 刑事参考記録の指定の解除手続等

第20条 閲覧手続

第21条 謄写

第22条 再審の手続のための保存

### 第4章 裁判所不提出記録

第23条 保管等

第24条 刑事参考不提出記録

## 第5章 不起訴記録

第25条 保存

第26条 不起訴記録の保存に関する特例

第27条 保存期間の延長

第28条 不起訴記録の管理

第29条 廃棄等

第30条 刑事参考不起訴記録

## 第6章 費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録

第31条 保存

第32条 廃棄

## 第7章 雑則

第33条 裁判書謄本等の交付

第34条 特別取扱い

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する事務の取扱手続を規定し、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もってその事務の適正な運用を図ることを目的とする。

(検察総合情報管理システムによる管理)

第2条 この規程による前条に規定する記録の管理に関する事務その他これに付随する事項（以下「記録事務」という。）については、検察総合情報管理システム（以下「検察システム」という。）により管理する。

2 検察システムにより記録事務を管理する方法については、別に法務省刑事局長が定める。

## 第2章 保管記録及び再審保存記録

### 第1節 保管及び保存

(保管記録の管理)

第3条 保管検察官が保管記録の送付を受けたときは、記録担当事務官（記録事務を所管し、又は分担する検察事務官をいう。以下同じ。）は、検察システムにより保管記録を管理するとともに、保管番号を裁判書及び裁判書以外の保管記録の表紙に表示する。

2 保管番号は、確定年次に従い裁判書以外の保管記録の区分及び保管記録ごとに番号を付し、暦年ごとに改める。

3 第1項の場合において、保管記録に関連する刑事確定訴訟記録（同一被告事件

に係るものに限る。)が既に保管され、又は再審の手続のため保存されているときは、記録担当事務官は、検察システムにより当該記録の保管又は保存に関する事項を管理する。

(他庁への保管記録の送付)

第4条 保管検察官以外の検察官は、裁判所から保管記録の送付を受けたときは、これに保管記録送付書(様式第1号)を添付して保管検察官に送付する。この場合において、記録担当事務官は、検察システムにより当該保管記録を保管検察官に送付したことを管理する。

(保管期間の延長)

第5条 保管検察官が保管期間を延長することとしたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、保管期間延長記録目録(様式第2号)を作成し、保管検察官の押印を受ける。

(再審の手続のための保存)

第6条 保管検察官が保管記録を再審保存記録として保存することとしたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、再審保存記録目録(様式第3号)を作成し、保管検察官の押印を受ける。この場合において、再審保存番号を再審保存記録の表紙に表示する。

2 再審保存番号は、再審保存記録ごとに番号を付し、暦年ごとに改める。

(再審保存請求)

第7条 再審保存請求書の提出があったときは、保管検察官は、再審保存・再審保存期間延長に関する決定書(様式第4号)を作成する。

2 刑事確定訴訟記録法施行規則(昭和62年法務省令第41号。以下「規則」という。)第6条の規定により保存に関する通知をするときは、再審保存・再審保存期間延長に関する通知書(様式第5号)による。

3 保管検察官が保存請求者に保存に関する通知をしたときは、記録担当事務官は、再審保存・再審保存期間延長に関する決定書に通知年月日を記入する。

(再審保存期間の延長)

第8条 保管検察官が再審保存記録の保存期間を延長することとしたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、再審保存期間延長記録目録(様式第6号)を作成し、保管検察官の押印を受ける。

2 前条の規定は、再審保存期間延長請求書の提出があった場合に準用する。この場合において、同条第2項中「第6条」とあるのは、「第7条において準用する規則第6条」と読み替えるものとする。

(再審請求事件の管理等)

第9条 事件事務規程(平成25年法務省刑総訓第1号大臣訓令)第161条の規定による通知があったときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、保管検察官に報告する。

2 証拠品事務規程（平成2年法務省刑総訓第287号大臣訓令）第89条第4項の規定による通知があったときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、保管検察官に報告する。

3 保管検察官は、再審の請求が行われることが予測されるときは、記録担当事務官をして、検察システムによりその旨を管理させる。

4 記録担当事務官は、前項の手續をした場合において、第2項の通知を受けていないときは、原判決に係る被告事件の証拠品を保管する検察官の属する検察庁の証拠品担当事務官（証拠品事務規程第4条第1項に規定する証拠品担当事務官をいう。）に対して再審の請求が行われることが予測される旨を速やかに通知するとともに、検察システムにより当該通知をしたことを管理する。

（保管記録の廃棄）

第10条 保管記録の保管期間が満了した保管記録を廃棄するときは、記録担当事務官は、廃棄目録（様式第7号）を作成し、保管検察官の押印を受ける。

2 保管記録を廃棄したときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

（特別処分）

第11条 保管検察官は、保管記録の保管期間が満了した場合において、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の処分をすることができる。この場合において、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、特別処分記録目録（様式第8号）を作成し、保管検察官の押印を受ける。

（再審保存記録の廃棄等）

第12条 前2条の規定は、再審保存記録の保存期間が満了した場合に準用する。

## 第2節 閲覧手續等

（保管記録の閲覧に関する決定等）

第13条 保管記録閲覧請求書の提出があったときは、保管検察官は、閲覧に関する決定書（様式第9号）を作成して閲覧の許否を決定する。

2 規則第8条第3項の規定により保管記録の全部を閲覧させない旨の通知をするときは、閲覧不許可通知書（様式第10号）による。保管記録の一部を閲覧させない旨の通知をするときは、閲覧一部不許可通知書（様式第11号）による。

3 保管検察官が閲覧の許否について閲覧請求者に通知したときは、記録担当事務官は、閲覧に関する決定書に通知年月日を記入する。

（保管記録の閲覧手續）

第14条 閲覧手数料について印紙による納付の申出があったときは、記録担当事務官は、これを閲覧に関する決定書の所定欄に貼付した上、消印器による消印をする。

2 閲覧手数料について現金による納付の申出があったときは、記録担当事務官

は、閲覧に関する決定書を収入官吏（分任収入官吏を含む。以下この項において同じ。）に送付し、閲覧請求者をして現金を収入官吏に納付させる。

3 閲覧手数料が納付されたときは、記録担当事務官は、閲覧に関する決定書に閲覧年月日を記入した上、閲覧請求者に保管記録を閲覧させる。

4 閲覧者が閲覧を終えたときは、記録担当事務官は、保管記録について滅失、損傷又は汚損の有無を点検した上、閲覧に関する決定書の返還欄に押印する。

（請求による再審保存記録の閲覧手続）

第15条 前2条の規定は、再審保存記録閲覧請求書の提出があった場合に準用する。この場合において、第13条第2項中「規則第8条第3項」とあるのは、「規則第9条第2項において準用する規則第8条第3項」と読み替えるものとする。

（申出による再審保存記録の閲覧手続）

第16条 第13条第1項及び第3項並びに第14条の規定は、再審保存記録閲覧申出書の提出があった場合に準用する。

（謄写）

第17条 保管検察官は、保管記録又は再審保存記録の閲覧を許すときは、その謄写を許すことができる。

2 保管記録又は再審保存記録の謄写の申出があったときは、保管検察官は、謄写申出書（様式第12号）を提出させた上、謄写に関する決定書（様式第12号）を作成して謄写の許否を決定する。

3 保管検察官が謄写の許否について謄写申出者に通知したときは、記録担当事務官は、謄写に関する決定書に通知年月日を記入する。

### 第3章 刑事参考記録

（刑事参考記録の指定）

第18条 検察庁の長（区検察庁にあっては、検事正。以下この章から第5章までにおいて同じ。）は、保管記録又は再審保存記録について、刑事参考記録として保存することが適当であると思料するときは、法務大臣に対し、刑事参考記録等指定上申書（様式第13号）により、その旨を上申する。

2 保管記録又は再審保存記録が刑事参考記録に指定されたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、刑事参考記録保存番号を刑事参考記録の表紙に表示する。

3 刑事参考記録保存番号は、刑事参考記録ごとに番号を付し、暦年ごとに改める。

（刑事参考記録の指定の解除手続等）

第19条 検察庁の長は、保存している刑事参考記録について、刑事参考記録として保存する必要がないと思料するときは、法務大臣に対し、刑事参考記録等指定解除上申書（様式第14号）により、その旨を上申する。

2 刑事参考記録の指定が解除されたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

3 第10条及び第11条の規定は、刑事参考記録の指定が解除された場合（再審の手續のために保存されている刑事参考記録について指定が解除された場合を除く。）に準用する。この場合において、これらの規定中「保管検察官」とあるのは、「検察庁の長」と読み替えるものとする。

（閲覧手續）

第20条 第13条第1項及び第3項並びに第14条第3項（閲覧手数料に関する部分を除く。）及び第4項の規定は、刑事参考記録閲覧申出書の提出があった場合に準用する。この場合において、第13条第1項及び第3項中「保管検察官」とあるのは、「検察庁の長」と読み替えるものとする。

（謄写）

第21条 第17条の規定は、刑事参考記録の謄写について準用する。この場合において、同条中「保管検察官」とあるのは、「検察庁の長」と読み替えるものとする。

（再審の手續のための保存）

第22条 保管検察官は、刑事参考記録について再審の手續のため保存することとしたときは、検察庁の長にその旨を通知する。この場合において、検察庁の長は、法務大臣にその旨を報告する。

2 刑事参考記録について再審の手續のため保存する場合におけるその保存及び閲覧に関する手續については、第6条から第8条まで及び第15条から第17条までの規定を準用する。

#### 第4章 裁判所不提出記録

（保管等）

第23条 裁判所不提出記録は、当該記録に係る裁判書以外の保管記録又は再審保存記録（再審の手續のため保存することとされた刑事参考記録を含む。）の保管又は保存に従う。

（刑事参考不提出記録）

第24条 第18条第1項の上申をする場合において、検察庁の長は、裁判所不提出記録を刑事参考記録と共に保存することが適当であると思料するときは、刑事参考記録等指定上申書にその旨を付記する。

2 前項の裁判所不提出記録が刑事参考記録と共に保存することとされたときは、検察庁の長がこれを保存する。この場合において、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

#### 第5章 不起訴記録

（保存）

第25条 検察官は、次条の場合を除き、不起訴記録を、次の表の左欄に掲げる不

起訴記録の区分に応じ、不起訴の裁定をした日から起算して同表の右欄に定める期間保存する。

不起訴記録の区分	期間
<p>1 事件事務規程第75条第2項第16号から第18号まで、又は第20号の裁定主文に係る不起訴記録（本表第3号(2)に規定するものを除く。）</p> <p>(1) 人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの（死刑に当たるものを除く。）について</p> <p>ア 無期の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの</p> <p>イ 長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの</p> <p>ウ ア及びイに掲げる罪以外の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの</p> <p>(2) 人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪について（本号(3)に規定するものを除く。）</p> <p>ア 死刑に当たる罪に係る事件のもの</p> <p>イ 無期の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの</p> <p>ウ 長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの</p> <p>エ 長期10年以上15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの</p> <p>オ 長期5年以上10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの</p> <p>カ 長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪に係る事件のもの</p> <p>キ 拘留又は科料に当たる罪に係る事件のもの</p> <p>(3) 次に掲げる罪について</p> <p>ア 刑事訴訟法第250条第3項第1号に掲げる罪（刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により同号に掲げる罪とみなされるものを含む。）に係る事件のもの</p> <p>イ 刑事訴訟法第250条第3項第2号に掲げる罪（改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により同号に掲げる罪とみなされるものを含む。）に係る事件のもの</p> <p>ウ 刑事訴訟法第250条第3項第3号に掲げる罪（改正法</p>	<p>30年</p> <p>20年</p> <p>10年</p> <p>25年</p> <p>15年</p> <p>10年</p> <p>7年</p> <p>5年</p> <p>3年</p> <p>1年</p> <p>20年</p> <p>15年</p> <p>12年</p>



附則第4条第2項の規定により同号に掲げる罪とみなされるものを含む。)に係る事件のもの	
2 事件事務規程第75条第2項第15号又は第19号の裁定主文に係る不起訴記録(本表第3号(2)に規定するものを除く。)	5年
3 次に掲げる不起訴記録	
(1) 事件事務規程第75条第2項第1号から第14号までの裁定主文に係る不起訴記録(本号(2)に規定するものを除く。)	1年
(2) 道路交通法違反事件又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件の不起訴記録であって、区検察庁の検察官がした不起訴処分に係るもの	1年

2 検察官は、事件事務規程第75条第2項第16号から第18号まで又は第20号の裁定主文に係る不起訴記録で、前項の表の左欄第1号(3)アからウまでに掲げるもののうち、その被害者が犯罪行為が終わった時に18歳未満である事件のものについては、前項の規定にかかわらず、同号(3)アからウまでに掲げる不起訴記録の区分に応じ、不起訴の裁定をした日から起算して同表の右欄に定める期間に当該犯罪行為が終わった時から当該被害者が18歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間保存する。

(不起訴記録の保存に関する特例)

第26条 検察官は、事件事務規程第75条第2項第16号から第18号まで、又は第20号の裁定主文に係る不起訴記録のうち、人を死亡させた罪であって死刑に当たるものについては、被疑者の年齢が満100歳に達した日までの間保存する。

2 前項の場合において、被疑者が不詳であるときの被疑者の年齢については、犯罪行為が行われた日又は行われたとされる日に満20歳に達したものとみなす。

(保存期間の延長)

第27条 検察官は、必要があると認めるときは、前2条に規定する不起訴記録の保存期間を延長することができる。

(不起訴記録の管理)

第28条 記録担当事務官は、不起訴記録を受領したときは、検察システムにより不起訴記録を管理するとともに、保存番号を不起訴・中止裁定書に表示する。

2 保存番号は、不起訴記録の区分及び不起訴記録ごとに番号を付し、暦年ごとに改める。

3 第5条の規定は、検察官が不起訴記録の保存期間を延長することとした場合に準用する。この場合において、同条中「保管期間延長記録目録(様式第2号)」とあるのは、「保存期間延長不起訴記録目録(様式第15号)」と読み替えるものとする。

(廃棄等)

第29条 第10条及び第11条の規定は、不起訴記録の保存期間が満了した場合に準用する。

2 不起訴処分に付された事件が再起されたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

3 前項の規定は、不起訴処分に付された事件が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第266条第2号の規定により裁判所の審判に付された場合に準用する。

(刑事参考不起訴記録)

第30条 法務大臣において刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料として指定した不起訴記録（保存期間の満了したものに限る。）を刑事参考不起訴記録とする。

2 刑事参考不起訴記録は、当該記録に係る事件について不起訴の裁定をした検察官の属する検察庁の長が保存する。

3 第18条及び第19条の規定は、刑事参考不起訴記録について準用する。

#### 第6章 費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録

(保存)

第31条 費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録は、被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の長が保存するものとし、その保存期間は、当該被告事件の裁判書以外の保管記録の保管期間が満了するまでの期間とする。

2 前項に規定する検察庁の長が費用補償請求事件記録又は刑事補償請求事件記録の送付を受けたときは、記録担当事務官は、検察システムにより当該記録の保存に関する事項を管理する。

(廃棄)

第32条 費用補償請求事件記録又は刑事補償請求事件記録の保存期間が満了したときは、第10条に規定する手続に準じ、廃棄の手続をする。

#### 第7章 雑則

(裁判書謄本等の交付)

第33条 訴訟関係人から裁判書の謄本又は抄本の交付の請求があったときは、保管検察官は、裁判書謄本・抄本交付請求書（様式第16号）を提出させる。

2 裁判書謄本・抄本交付請求書の提出があったときは、記録担当事務官は、請求者に費用を納付させた上、裁判書の謄本又は抄本を作成して交付する。

3 第14条第1項及び第2項の規定は、前項の費用の徴収手続について準用する。この場合において、これらの規定中「閲覧に関する決定書」とあるのは、「裁判書謄本・抄本交付請求書」と読み替えるものとする。

(特別取扱い)

第34条 検事総長、検事長又は検事正は、その庁（高等検察庁にあっては高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあっては地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。）において、記録事務について、特に必要があるときは、法務大臣の許可を得て、特別の取扱いをさせることができる。

2 検事総長、検事長又は検事正は、前項の許可を得て特別の取扱いを実施したときは、直接法務大臣に対し、その旨を報告するとともに、検事長にあっては検事総長に、検事正にあっては検事総長及び検事長にそれぞれ同文の報告をしなければならない。